

令和7年4月

確認申請書等に添える書類を追加しました

令和7年4月の建築基準法・建築物省エネ法の改正に合わせ、広島県では確認申請書や完了検査申請書などに添える書類を追加します。

広島県建築基準法施行細則に基づき追加する書類は次のとおりです。

＜確認申請書に添える書類＞（令和7年4月1日以後に確認済証の交付を受けるもの）

対象となる建築物	提出する書類
構造計算を行わない木造建築物 （木造一戸建て住宅等）※1	・柱の小径、必要壁量の算定の根拠となる書類 ➤ 設計支援ツール(早見表・表計算ツール)を用いた場合の計算結果など

＜完了検査申請書等に添える書類＞（令和7年4月1日以後に工事に着手するもの）

対象となる建築物	提出する書類	提出時期※4
省エネ基準への適合を確認する建築物	計算方法に応じた工事監理状況報告書 ・省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法）※2 ・省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法） ・省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法）※2 ・省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版）） ・省エネ基準工事監理状況報告書（（誘導）仕様基準） ・省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法）	完了
木造の建築物 （地階を除く階数3以上又は延べ面積300㎡超）	・木造工事監理状況報告書（軸組工法） ・木造工事監理状況報告書（枠組壁工法）	中間及び完了
構造計算を行わない木造建築物 （木造一戸建て住宅等）※1	・継手又は仕口の緊結方法等を確認できる書類※3 ➤ 金物の仕様表及び標準図 ・確認申請時から、使用する金物の仕様の変更があった場合に必要です。	中間

※1 建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号に規定する特定木造建築物

（高さ16m以下の建築物のうち、階数2かつ300㎡以下及び平屋かつ200㎡超300㎡以下の木造建築物）

※2 今回追加するものではありません（従前様式）。

※3 該当する変更が生じた場合。広島県では、軽微な変更をしようとするときには設計変更届の提出を求めているため、これらの書類を届出書に添付してください。

○提出が必要な例：確認申請書では、接合金物にZマーク金物を使用することとしていたが、現場では同等認定品に変更する場合

○添付する書類：当該同等認定品の仕様分かる図面やカタログ等

※4 完了：完了検査申請時・中間：中間検査申請時（中間検査の対象となる建築物に限る）

＜お問合せ＞

名称	連絡先	所管区域
西部建設事務所建築課	082-250-8158	竹原市、大竹市、江田島市、 安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、 山県郡（安芸太田町、北広島町）、豊田郡（大崎上島町）
東部建設事務所建築課	084-921-1572	府中市、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）
北部建設事務所建築課	0824-63-5209	三次市※、庄原市、安芸高田市
土木建築局建築課	082-513-4183	—

※ 三次市内の次の建築物については、三次市が所管しています。ただし、許可等を伴う場合には、県の所管となる場合もありますので、ご注意ください。

- 法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物
（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）
- 法第6条第1項第3号に掲げる建築物

－ 上記の県が所管する区域以外の市については、当該市にお問合せください－